都道府県・政令市土壤環境保全担当部局長 殿

環境省水 • 大気環境局水環境課長

## 土壌汚染状況調査における地歴調査について

土壌環境行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところであるが、今般、平成29年3月31日付け環水大土発第1703318号をもって通知した「土壌汚染状況調査における地歴調査について」について、土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成29年法律第33号)の運用に関する地方公共団体からの要望等を踏まえて、必要な内容の見直しを行い、別添のとおり取りまとめたので、貴職におかれては、土壌汚染状況調査における地歴調査の審査事務に引き続き活用することとされたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

また、「土壌汚染状況調査における地歴調査について」(平成 29 年 3 月 31 日付け環水大 土発第 1703318 号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知)は廃止する。